

徳島県重度心身障害者雇用奨励金のご案内

徳島県では、重度心身障がい者の職場適応を高め、常用雇用を促進するため、対象となる方を継続して雇用する事業主に奨励金を交付しています。

1. 対象となる事業主

次のいずれかの制度の対象となった重度心身障がい者を、当該制度の期間終了後、引き続き1年以上常用労働者として雇用する事業主が対象です。

- ・ 特定求職者雇用開発助成金の支給を受けた場合
- ・ 職場適応訓練を実施した場合

2. 交付金額

- ・ 対象労働者1人につき：月額 20,000円
- ・ 交付期間：対象制度終了後の翌月から1年間（最大24万円）

※月間の支払賃金が2万円未満の場合は、その賃金支払額（100円未満切り捨て）が上限となります。

3. 手続きの流れ

1 交付申請

上記対象制度の終了後、**1ヶ月以内**に管轄のハローワークへ下記書類を提出してください。

提出書類： 交付申請書、障害者手帳の写し、対象制度を利用していたことがわかる書類（支給申請書の写し等）

2 雇用状況の報告（3ヶ月ごと）

認定後、3ヶ月ごとに雇用状況を報告いただきます。この報告に基づき、交付金額を決定し、3ヶ月分をまとめて交付します。

提出期限： **各対象期間（3ヶ月）終了月の翌月15日までに**管轄のハローワークを経由して提出

提出書類： 雇用状況報告書、出勤簿またはタイムカードの写し、賃金台帳の写し

4. 留意事項

離職時の報告： 交付期間中に対象労働者が離職した場合は、離職した月の翌月15日までに報告が必要です。

奨励金の返還： 本奨励金は「1年以上の雇用」を条件としているため、1年未満で離職した場合は、原則として交付済みの金額を返還いただくことになります。

※一定の理由がある場合は返還が免除されることがあります。

【お問い合わせ先】 徳島県 生活環境部 労働雇用政策課 雇用促進戦略担当
電話番号：088-621-2347
メール：roudoukoyouseisakuka@pref.tokushima.lg.jp